

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成23年3月14日付け答申第104号)

1 事案の概要

H22.7.14 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県知事（熊本土木事務所）（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求。

- 都市計画道路春日池上線（以下「春日池上線」）万日山トンネルから排出される排気ガス等が、万日山頂上にある熊本市上水道配水池（以下「配水池」）の水質に影響を及ぼす危険性が全くないとする安全安心を担保・保障する資料（以下「文書1」）
- 万日山トンネル坑内に滞留した大気汚染物質等はどうのような経緯をたどって消滅していくのか等が分かる文献・事例・計算公式等資料（以下「文書2」）

H22.7.27 実施機関 文書1及び2は作成又は取得していないとして、不存在による不開示決定。

H22.8.23 異議申立人 不開示決定を不服として異議申立て。

H22.9.10 実施機関 熊本県情報公開審査会に諮問（諮問第145号）。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

不開示決定を取り消して、全面開示を求める。

春日池上線を車両が通過する際に発生する大気汚染物質等に関して、配水池への汚染度の安全安心が担保されておらず、文書が「不存在」とは思えない。

(2) 実施機関

- ① 万日山トンネル坑口の排気ガス等の濃度が環境庁の環境基準以下であり、配水池への影響はないものと想定し、調査の必要はないと判断したため、文書1は作成していない。（文書1）
- ② 万日山トンネル坑口から排出される排気ガス等の環境影響評価については、一般的な道路環境の予測方法である「道路環境影響評価の技術手法」（財団法人道路環境研究所）（以下「技術手法」という。）を使用しており、これが文書2に該当すると思われるが、これは市販されており、行政文書として作成したものではなく、保有もしていない。（文書2）

3 審査会の判断

以下の理由により、実施機関が文書1及び2を不存在としたことは妥当である。

- (1) 万日山トンネル坑口の排気ガス等の濃度が環境庁の環境基準以下であり、調査の必要はないと判断したため文書1は作成していないこと、それ以外に該当すると思われる同トンネルに係る環境影響評価に関する各種調査報告書等については既に開示済みであることを理由に不存在とした実施機関の説明には十分な合理性を認めることができる。（文書1）

- (2) 技術手法は、市販されており、条例第2条第2項第1号により、開示請求の対象となるものではないと考える。

それ以外のものは、上記（1）のとおり既に開示済みのもの以外に保有していないという実施機関の説明には十分な合理性を認めることができる。（文書2）

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成22年 9月10日（諮問第145号） 答申日：平成23年 3月14日（答申第104号） 事案名：都市計画道路春日池上線万日山トンネル内の健康被害物質等調査資料の不開示決定（不存在）に関する件（熊本土木事務所分）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が平成22年7月27日に行った、不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成22年7月14日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、県新幹線（担当部局）が保有するものとして下記のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

記

万日山に熊本市上水道配水池設備（以下「配水池」という。）があるが、その裾野に都市計画道路春日池上線（以下「春日池上線」という。）の新設工事施行中。これに関する開示請求。

- ① 万日山トンネルの入出坑口から山肌に伝って上昇してくる排気ガス、二酸化窒素炭素、浮遊粒子状物質等の人間の健康被害を及ぼす物質等が配水池周辺に滞留し、水質に影響を及ぼす危険性が全くないとする安全安心を担保・保障する資料（以下「本件請求文書1」という。）
- ② 万日山トンネル坑内に滞留した大気汚染物質、二酸化窒素炭素、浮遊粒子状物質等はどうのような経緯を辿って消滅していくのか等が分かる文献・事例・計算公式等資料（以下「本件請求文書2」という。）

- 2 本件開示請求に関して、実施機関は、春日池上線万日山トンネル工事を施工している部署が熊本土木事務所であったため、同事務所において保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、平成22年7月27日に、本件請求文書1及び2について、いずれも作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。

- 3 平成22年8月23日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。

- 4 平成22年9月10日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

不存在決定を取り消して、開示することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 熊本県民・熊本市民の命の綱とも言える万日山頂上の配水池の直下に、熊本県事業主が上下2本のトンネルを両側から掘削し、一日交通量2万5千台の車両が通過する幹線道路新設で、大気汚染・浮遊粒子状物質等による頂上配水池等への汚染度の安全安心が担保されておらず、「不存在」とは思えない。

私の開示請求に対して、「不存在」のはずがないと確信するので、迅速に資料等を開示していただき、熊本県環境立県の実証をしていただきたい。

- (2) 万日山トンネルの環境影響評価計算数値の計算過程・途中経過の具体的な説明資料を要求しても、外部委託したパソコン内のプログラムが計算するので、その過程での資料は不存在とのこと。このような数値をもって、環境基準内であるという理由から、不存在とするとは考えられない。よって不存在を取り消して開示していただきたい。
- (3) 熊本市環境保全局公表資料では春日校区に近い古町局において、浮遊粒子状物質は、環境基準に達していないとなっている。古町局と春日校区西側との環境影響要因の格差は、比較にならない幹線道路等新設に晒されている。にもかかわらず基準以内に収まるとの環境影響評価算出数値を信用しろといわれても、社会通念上信じ難い。
- (4) 盆地状のこの地域は、田圃や畑ではなく、現在も6千余人の住民が生活環境改悪の中で日常生活をおくっている。

春日校区西側には、幹線道路新設として他に田崎春日線・熊本駅前西口線・熊本駅南線・区画道路延長5,700m等が新設され、新幹線熊本駅前西口広場に車が押し寄せ、民間経営420台収容立体駐車場新設等も加算・複合・競合しての車の洪水・氾濫が予想される。そして、この地域一帯の上空には、大気汚染・浮遊粒子状物質等が対流・滞留して、配水池の一带に雨と一緒に降り注ぎ、汚染すると考える。

これに対し、何の環境影響分析・検討・審議・審査も行わず、不存在・

不作為・怠慢・責務放棄する熊本県職員が現存しているとはとても思えない。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件請求文書1について

一般的にトンネル坑口からの大気中の排気ガス等の濃度については、トンネル内からの車両走行により拡散し、道路区域からの平面及び上空方向の距離（離れ）に応じ拡散するとされている。

よって、配水池付近の大気については、配水池が万日山トンネル坑口から水平で230m離れていることや、同トンネル坑口付近の排気ガス等の濃度が既に環境庁（当時）の大気汚染に係る環境基準以下（二酸化窒素0.04ppm、浮遊粒子状物質0.066mg/m³）と予測していることから、配水池への影響はないものと想定し、調査の必要はないと判断したため本件請求文書1は作成していない。

2 本件請求文書2について

万日山トンネル坑口から排出される排気ガス等の環境影響評価については、一般的な道路環境の予測方法である「道路環境影響評価の技術手法」（財団法人道路環境研究所）（以下「技術手法」という。）を使用し、近隣で測定した気象情報や推定される交通量等の条件設定を行い、モデルを作成して拡散を予測している。

本件請求文書2の文献・事例・計算公式等は技術手法に記載されているが、これは市販されており、行政文書として作成したものではなく、保有もしていない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求文書1及び2について

(1) 本件請求文書1について

本件請求文書1は、実施機関が施工している春日池上線工事において新設される万日山トンネルに関して、同トンネル坑口から排出される排気ガス等の人体に健康被害を及ぼす物質等が、万日山頂上にある熊本市上水道配水池の水質に影響を及ぼす危険性が全くないとする安全安心を担保・保障する資料である。

(2) 本件請求文書2について

本件請求文書2は、同じく春日池上線工事において新設される万日山トンネルに関して、同トンネル坑内に滞留した大気汚染物質等は、どのような経緯を辿って消滅していくのかが分かる文献・事例・計算公式等資料である。

2 本件請求文書1の不開示（不存在）決定の適否

実施機関は、第4の1に記載のとおり、配水池が万日山トンネル坑口から水平で230m離れており、排気ガス等は拡散することや、同トンネル坑口付近の濃度が既に環境庁（当時）の大気汚染に係る環境基準以下と予測していることから、配水池への影響はないということで、これに関する調査は必要ないと判断し、本件請求文書1は作成又は取得していないとしている。

当審査会としては、実施機関が同トンネル坑口付近の濃度が既に環境基準以下と予測した根拠資料が、本件請求文書1に該当する可能性もあると考えたため、実施機関に対し、春日池上線工事における同トンネルに係る環境影響に関する行政文書の異議申立人へのこれまでの開示状況を確認したところ、以下のとおり、既に異議申立人に開示決定しているとのことであった。

- ① 平成18年12月21日に「平成15年度春日池上線熊本駅周辺街路促進（環境影響評価）委託（駅周街路第2024-1-202号合併）報告書」の大気質、騒音及び振動に係る部分
- ② 平成19年4月9日に「平成11年度鉄道高架調査第1017-0-203号合併熊本駅周辺鉄道高架調査（環境）委託他合併（東西道路）報告書」の二酸化炭素、浮遊粒子状物質、車種別交通量及び春日池上線環境予測調査の騒音・振動・大気汚染の計算式に使われた公式に係る部分
- ③ 平成20年12月18日に「平成11年度単計改第2020-1-203号春日池上線単県街路促進調査（環境）委託報告書」の春日池上線4車線完成時の計画交通量及び車種別混入率に係る部分
- ④ 平成21年1月29日に「熊本県公共事業等環境影響配慮システムに係る技術指針」における春日池上線に係る環境調書

すなわち、実施機関は、同トンネルから排出される排気ガス等の配水池の水質への影響に関しては、同トンネル坑口の予測値が基準以下であるため、環境影響調査を行っていないこと、それ以外に該当すると考えられる同トンネルに係る環境影響に関する各種調査報告書等については、異議申立人の開示請求に応じてその都度保有している行政文書を開示済みであり、これら以外に本件請求文書1に該当するものはないことを理由に、本件請求文書1を不存在としているものであり、これら実施機関の説明には十分な合理性を認めることができる。

したがって、本件請求文書1について、実施機関が不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

3 本件請求文書2の不開示（不存在）決定の適否

実施機関は、第4の2に記載のとおり、本件請求文書2の文献・事例・計算公式等は技術手法に記載されているが、これは市販されており、行政文書として作成したものではなく、保有もしていないとしている。

この点、当審査会としても、技術手法については市販されていることから、条例第2条第2項第1号により、開示請求の対象となるものではないと考える。よって、実施機関がこれを保有していたか否かについては判断するまでもない。

なお、上記2と同様に、春日池上線工事における万日山トンネルに係る環境影響に関する各種調査報告書等が、本件請求文書2にも該当すると考えられるが、上記2に記載のとおり、これらは既に異議申立人に開示決定済みとのことである。そして、既に異議申立人に開示したもの以外に本件請求文書2に該当する行政文書を保有していないとの実施機関の説明には十分な合理性を認めることができる。

したがって、本件請求文書2について、実施機関が不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		上拂	耕生
委	員	大脇	成昭
委	員	立山	淳子
委	員	田中	扶慈子

審 査 の 経 過

	審 査 の 経 過
平成22年 9月10日	・ 諮問（第145号）
平成22年10月13日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成22年11月 1日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成22年12月10日	・ 審議
平成23年 1月31日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成23年 2月23日	・ 審議